

「各務原リバーサイド21」の利活用に関するサウンディング調査実施要領

①事業実施の目的

「各務原リバーサイド 21」は、ファミリーからゴルフ愛好家まで、幅広い層の健康およびレクリエーションを目的として、設置された「パターゴルフ場」となります。本格的な天然芝のコースがあり、自然を満喫しながら、大人から子どもまで楽しめる場所となっています。

近年は「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」のリニューアルオープンや令和 6 年 12 月には民間活力を導入して整備を行った「木曾川前渡南公園 (Kakamigahara わたしのパーク)」が主要地方道芋島鷺沼線を挟んだ対岸にオープンするなど、周辺環境の充実が図られてきています。

一方で、物価高騰等の影響による施設の維持管理費の増加が大きな課題になっており、本施設のあり方について検討する必要があります。

そこで、本サウンディングでは、上記の状況を踏まえ、民間活力を導入した利活用の可能性や「パターゴルフ場」に限らず、施設の魅力を高めることができる幅広いアイデアについて、ご意見、ご提案いただきたいと考えています。

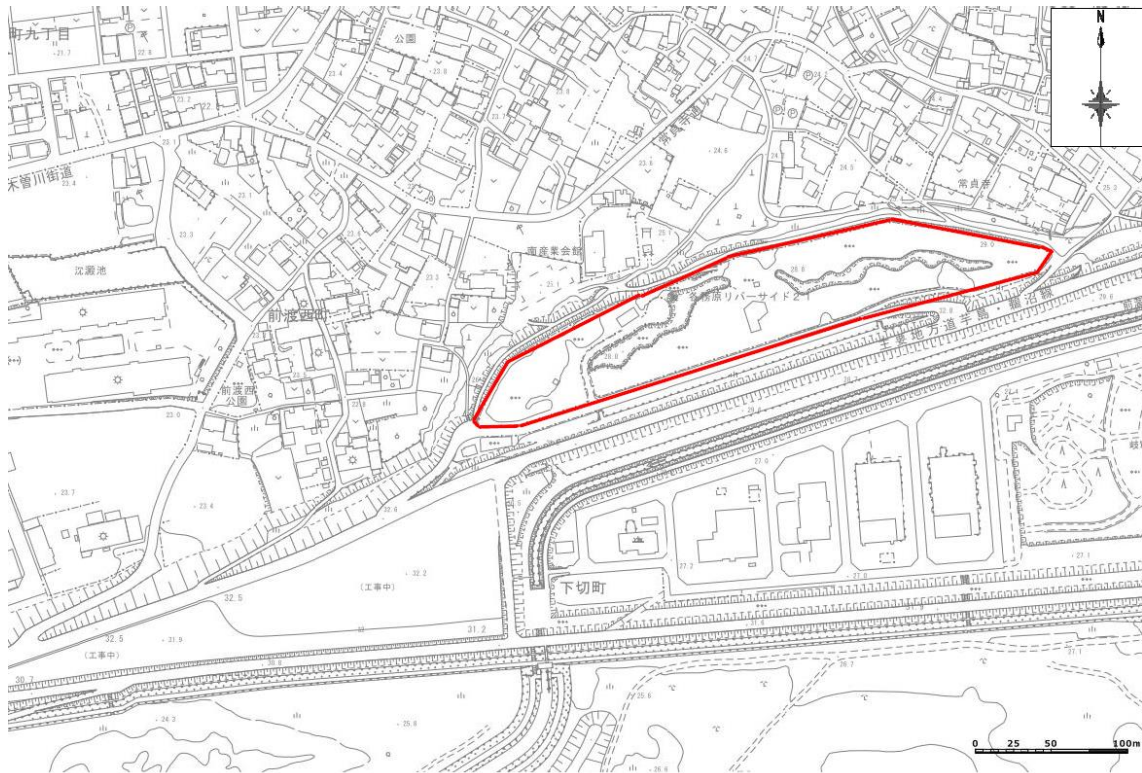
今後の予定については、本サウンディング調査結果を踏まえた上で、事業化に向けた検討を進めてまいります。

②市の概要

別紙のとおり(市勢要覧)

③事業対象地

所在地	各務原市前渡西町字常貞寺 1079 番 1 の 1 地先
面積	33,838.2 m ²
都市計画	市街化調整区域
土地所有者	国
その他の条件	・建築物を建てることが可能 ・便益施設(飲食・物販等)の設置が可能 ・上下水道引き込み済み



④サウンディングの実施

(1) 日時

令和8年6月1日(月)から6月15日(金)まで

(2) 場所

各務原市役所(各務原市那加桜町 1-69)

(3) 対象者

事業実施に関心がある法人または法人グループで、以下の要件を満たす者としてします。

- ・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 号の 4 の規定に該当しないこと。
- ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げる恐れがないと認められる者。
- ・国税及び地方税について滞納がないこと。

(4) 実施方法

直接対話(1 グループ 1 時間程度)

※アイデアやノウハウを保護するため、対話は個別に行います。

※ご希望により、オンラインによる対話も可能です。

(5) 申込方法

5月22日(金)17時まで、「エントリーシート」(別紙1)を記入し、Eメールでご提出ください。メール件名は【リバーサイド21 サウンディング申込】としてください。エントリーシート受領後、実施日時を個別に調整します。

(6) 申込先

各務原市都市建設部河川公園課 tken@city.kakamigahara.gifu.jp

⑤留意事項

(1) 参加の取扱い

- ・対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。また、対話に参加いただかなくても、事業者公募に応募可能です。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきますが、必ず条件等に反映されるものではないことをご留意ください。
- ・提出資料の著作権はそれぞれ参加事業者に帰属しますが、資料の返却はいたしません。

(2) 対話に関する費用

対話への参加は無料ですが、参加に要する費用(資料作成等)は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて追加の対話(文書、電話、E-mailでの照会を含む)やアンケートを行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

対話の実施結果については、概要を市ウェブサイトで公表します。但し、参加事業者の名称、企業ノウハウに係る内容等は公表しません。

⑥お問い合わせ先

各務原市 都市建設部 河川公園課 担当:廣瀬

所在地:各務原市那加桜町1-69

電話番号:058-383-1533

Eメール:tken@city.kakamigahara.gifu.jp